

青 梅 都 市 計 画

都 市 再 開 発 の 方 針 (原 案)

I 基本的事項

1 策定の目的

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランであり、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）を実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。

今後、この都市再開発の方針は、社会経済情勢等の変化に対応するため、都市計画区域マスタープラン等の他の方針の見直しや再開発の動向などを踏まえ、必要に応じて適切に変更するものとする。

※本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むものである。

2 策定の効果

策定の効果として、主に次のことが挙げられる。

- (1) 市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、計画的に位置付けを行うことにより、再開発の積極的な推進のための動因となる。
- (2) 市街地の再開発に関する個々の事業について、地区全体から見た十分な効果を発揮させることができる。
- (3) 民間の建築活動を再開発へと適正に誘導することができる。
- (4) 再開発の構想、計画の作成過程を通じて、早期の住民の合意形成を図ることができる。
- (5) 再開発促進地区（後述する2号又は2項地区を合わせたものをいう。）においては、主に以下の措置が講じられている。
 - ①認定再開発事業制度により、都知事の認定を受けた優良事業に対し、税制の特別措置が受けられることができる。
 - ②特定民間再開発事業制度（買換特例）及び特定の民間再開発事業

制度（軽減税率）が適用される（2号地区のみ）。

- ③総合設計制度等において、容積率割増しの適用対象となる場合がある。
- ④都市再開発資金貸付制度において、地方公共団体による都市機能更新用地の買い付けに係る貸付けが認められる。
- ⑤市街地再開発事業の社会資本整備総合交付金交付要件の一つに位置付けられている。
- ⑥市街地再開発事業の施行者が取得した保留床について、同地区内の他の防災街区整備事業等の実施に伴う転出者の居住等のため特に必要がある場合には、公募によらずに賃貸・譲渡することができる。

3 位置付け

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3第1項又は第2項に基づくものであり、都市計画法第7条の2により、独立した都市計画として定めるものである。本方針は、都市計画区域マスタープランなどの他の方針と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられているものである。

II 策定の考え方

1 都市再開発法第2条の3第1項第1号関連

(1) 区域

「計画的な再開発が必要な市街地（以下「1号市街地」という。）」は、「未来の東京」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとするため、計画的な再開発を行うことにより、都市づくりのグランドデザインで示した地域区分内の既存市街地のうち、都市全体の機能の回復及び向上に貢献することとなる範囲とする。

なお、東京及び立川都市計画区域以外の都市計画区域についても、計画的な再開発が必要な市街地を定めるものとする。

(2) 計画事項

1) 再開発の目標

都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標について定める。

2) 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針

次に掲げる事項について定める。

- ア 適切な用途及び密度の確保その他の適切な土地利用の実現に関する事項
- イ 主要な都市施設の整備に関する事項
- ウ 都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項
- エ その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項

2 都市再開発法第2条の3第1項第2号関連 (東京及び立川都市計画区域の場合)

(1) 地区の選定

1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（以下「2号地区」という。）」の選定は、次のとおりとする。

1) 事業の進捗の状況に合わせて選定する地区

地域が抱える課題に対し、再開発による整備が必要で当該地区を整備することが周辺地域への波及効果を及ぼすなどの効果があり、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定める事業の進捗に至っている地区（以下「促進地区」という。）を選定する。

具体的には、次の地区が考えられる。

- ①法律又は制度要綱に基づく事業が事業中又は都市計画決定が行われている地区
- ②区市町村マスタープラン等において、再開発の必要性がうたわれ、事業化に向けて検討が進められている地区
- ③事業実施を前提として、準備組合、研究会等の組織が発足している等、地元の体制が整っていること又は整うことが見込まれる地区
- ④工場跡地等種地の存在又は公共事業の予定などから見て、面的な土

地利用転換の進行が予想され、民間の建築活動の動向等が見られる地区

2) 再開発の必要性に応じて選定する地区

具体的な事業計画又は事業手法は定まっていないが、地域の整備方針は定まっており、当該地域内のうち再開発の必要性が高い地区について公共施設の整備の促進と民間の優良なプロジェクトなどを誘導することにより、当該地域の都市機能の更新に寄与する地区（以下「都市再生地区」という。）を選定する。

(2) 整備又は開発の計画の概要

次に掲げる事項について定める。

- ア 地区の再開発、整備等の主たる目標
- イ 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要
- ウ 建築物の更新の方針
- エ 都市施設及び地区施設の整備の方針
- オ その他

再開発の推進のため必要な公共及び民間の役割や条件整備等の措置、市街地開発事業の手法、都市開発諸制度の手法、関連事業（都市計画事業）、関連事業（その他）、他計画の位置付け

3 都市再開発法第2条の3第2項関連 (東京及び立川都市計画区域以外の場合)

(1) 地区の選定

1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（以下「2項地区」という。）」の選定は、2号地区に準じて行う。

(2) 整備又は開発の計画の概要

2号地区に準ずる事項を定める。

4 誘導地区

1号市街地のうち、再開発促進地区に至らないが、「未来の東京」

戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域マスタープランを実効性あるものとする上で、効果が大きく、また、再開発が望ましいことなどにより、今後、再開発の機運の醸成等を図り、再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区について、当該地区のおおむねの位置及び整備の方向について定める。

5 今後の運用

再開発促進地区のうち、再開発に係る事業が全て完了した地区については、原則として1号市街地に変更するものとする。

また、再開発促進地区として位置付けた後、おおむね5年程度事業化の進展が見られない地区については、事業化に向けた検討を行い、必要な見直しを行うものとする。

さらに、新たな事業などを再開発促進地区に定める必要がある場合には、必要に応じて再開発促進地区の追加に伴う本方針の変更を行うものとする。

Ⅲ 都市計画区域に定める事項

1 基本方針

青梅都市計画区域は、多摩広域拠点域と自然環境共生域に属する。

本地域は、多摩西部地域の商業業務機能等の集積拠点であり、自然・歴史・文化と産業集積を活用した中核的な拠点としての拠点性を高めるとともに、中核的な拠点にふさわしい活力ある暮らしやすい自立都市の実現を図る。

このため、既成市街地については、市街地再開発事業などの計画的な手法を総合的に活用し、都市基盤整備等を進め、良好な都市環境の維持・改善に努める。

2 都市再開発の施策の方向

(1) 拠点の整備

青梅駅、東青梅駅、河辺駅周辺地区は、本区域の中心市街地として、既存の商業施設、公共・公益施設の集積及び立地条件を生かした多様な機能の拡充を図り、便利で魅力と活力あるまちづくりを目指す。

(2) 安全な市街地の整備

狭あい道路や防災性の低い建築物が多い既成市街地において、良質な住まいと安全な住環境の形成に努め、災害に強い都市づくりを推進する。また、雨水貯留浸透施設の設置等、総合治水対策を進める。

災害時の避難場所や避難道路となる公園や道路の整備、これらの周辺や沿道の耐震・耐火性の強化や緑化などを図る。

(3) 快適な居住環境の整備

既成市街地においては、周辺の環境や景観と調和するように、

秩序ある健全な居住環境の形成を目指し、地区特性や住民の意向を踏まえながら、従来からの用途地域等のほかに、絶対高さ制限や地区計画、特別用途地区の導入を検討し、建築物の規模、用途などをきめ細かく誘導する。

(4) 自然や歴史・文化などの環境を生かした整備

青梅駅周辺地区をはじめとする既成市街地において、商家をはじめ、社寺、古民家や石積などの歴史・文化資源や、市街地を囲む山地、丘陵地や多摩川などの自然資源を生かしながら、個性的で魅力ある街並みの創出を図る。

3 1号市街地

計画的な再開発が必要な市街地の範囲を総括図のとおりとし、その計画事項を【別表－1】に示す。

4 再開発促進地区

2地区(約2.6ha)を選定し、その整備または開発の計画の概要を【別表－2】示す。

5 誘導地区

2地区を選定し、そのおおむねの位置と整備の方向を【別表－3】に示す。

別表－1 計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）の計画事項

番号 地域名 (ha)		青梅市中央地域 約 300ha
a	再開発の目標 ・都市構造の再編成 ・建築物の更新 ・都市環境の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅、東青梅地区は、既存の商業、業務の集積を生かしながら地区の特性に応じた良好な市街地の形成を図る。 ・快適な地域環境の改善や防災性の向上に努め、安全で活力がある市街地の整備を図る。
b 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	ア 適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅駅周辺及び東青梅駅周辺における既存の商業・住宅混在地区は、再開発によって土地の合理的な高度利用を図る。
	イ 主要な都市施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路や地区内道路及び駅前広場の整備と併せ、歩行者空間を確保し、コミュニティ広場等の整備を図る。
	ウ 都市の環境、景観等の維持及び改善	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の不燃化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。 ・自然と調和した市街地の整備を図る。 ・多摩川の清流を軸に、残された河岸段丘の緑の保全に努め、潤いのある、良好な都市景観の形成を図る。
	エ その他特に必要な事項 ・土地の高度利用 ・都市機能の更新	

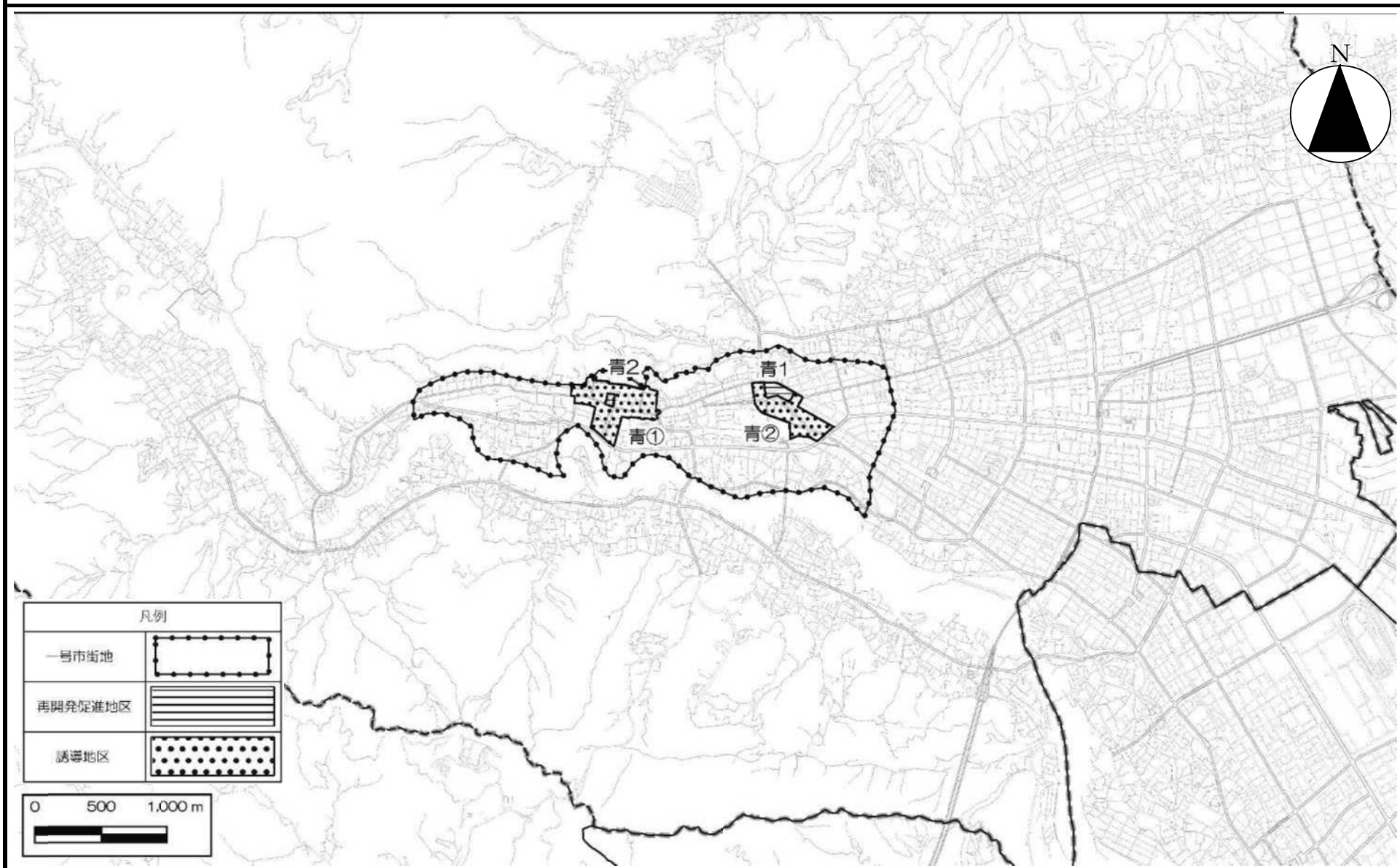
別表ー2 2項地区（促進地区）の整備又は開発の計画の概要

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	青. 1. 東青梅駅周辺地区 約 2.1ha (青梅市中央部)	青. 2. 青梅駅周辺地区 約 0.5ha (青梅市中央西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	行政・業務の中心地として、交通の結節点の役割を強化し、市民生活の中心となる市街地の形成を目指し、市街地再開発事業等によって土地の高度利用を図る。	老朽化した共同ビルの更新及び駅前広場の再整備による「青梅の魅力を醸し出す駅前空間の再生」を図り、青梅駅周辺ならではの魅力を生かした市街地の形成と、中心市街地の活性化を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	多摩広域拠点域	多摩広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	公共施設の集積機能に対応して、関連する商業、情報サービス機能等の充実を図り、魅力ある駅前商業地区の性格を高め、効率よい土地利用を推進する。 また、行政、生活の中心地区にふさわしい景観を創出する。	青梅駅周辺地区の豊かな自然、特徴ある地形、歴史・文化を生かし、土地の所有と利用の分離による中層建築物を整備するとともに、景観形成地区として、景観整備・修景を推進する。
c 建築物の更新の方針	商業の活性化を図るとともに生活、文化等の必要な施設を配置し、建築物の高層化を図る。	老朽化した施設建築物の更新や共同化により、街中居住の促進、交流人口の増加及び商店街の活力向上を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	駅北口について、中心市街地の駅前にふさわしい再開発等を促進する。	防災建築街区造成事業により整備された建築物や周辺の木造建築物等の敷地を統合し、緊急車両が進入可能な区画道路を整備するとともに、敷地内に有効な空地を確保し、土地の高度利用と都市機能の更新を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業（都市計画事業） 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業（一部区域完了）	1 民間と公共の適切な役割分担の下に共同ビルの建替えを促進し、公共施設、施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 4 青梅駅前地区第一種市街地再開発事業（決定済） 青梅駅前西地区地区計画（決定済） 5 関連事業（その他）共同建替等 6 青梅市中心市街地活性化基本計画

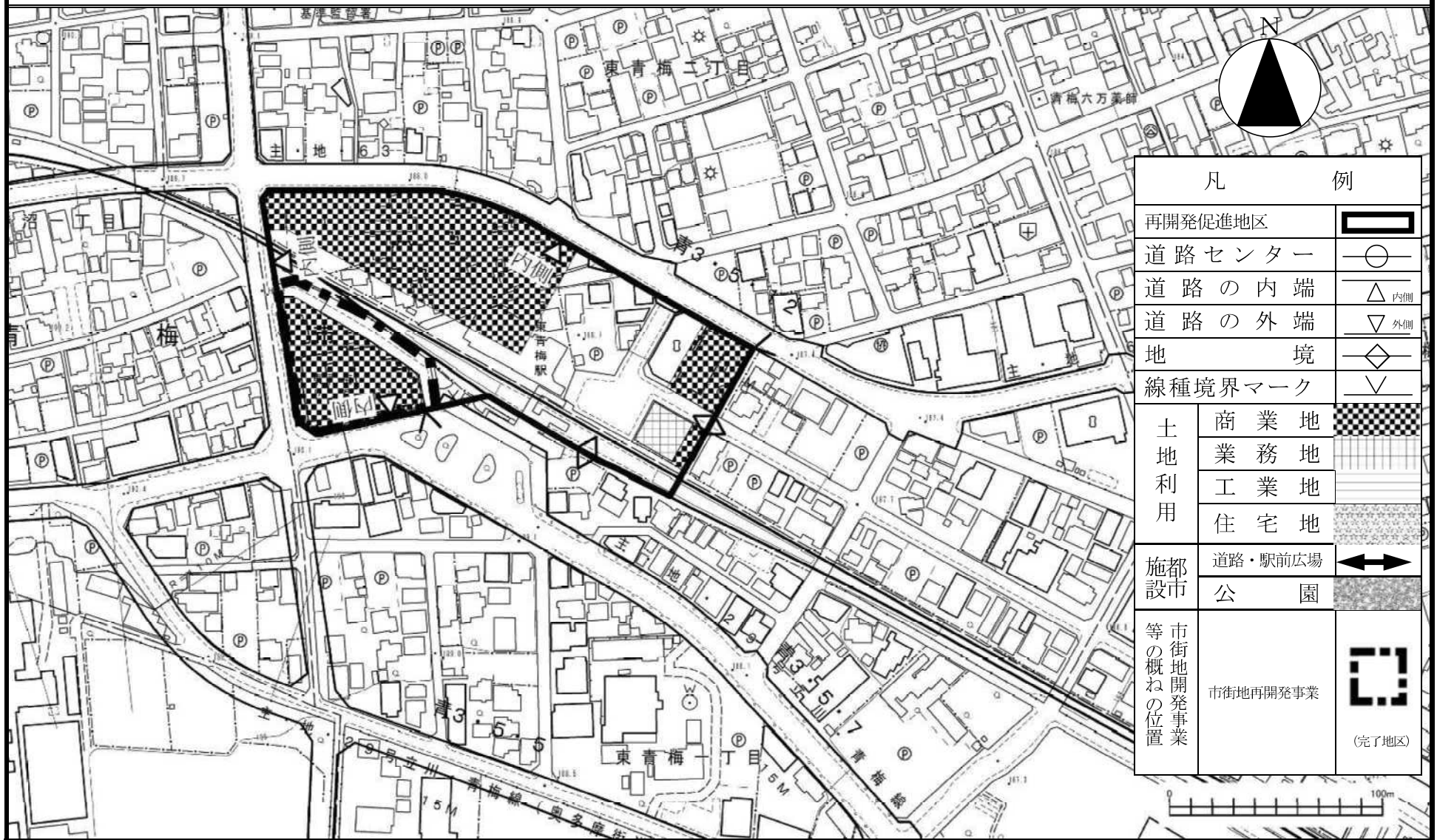
別表－3 誘導地区のおおむねの位置と整備の方向

番 号	地 区 名	おおむねの位置	整 備 の 方 向
①	青梅駅周辺地区	青梅市中央西部	幹線道路の整備と土地の有効利用を図るとともに、居住環境や商業機能の整備を促進し、中心市街地として市街地の再生を図る。
②	東青梅駅周辺地区	青梅市中央部	行政、業務の集積地区として、機能の充実を図るとともに、交通施設等の整備を進め、市の中心地区として育成する。

都市再開発方針の附図（総括図）

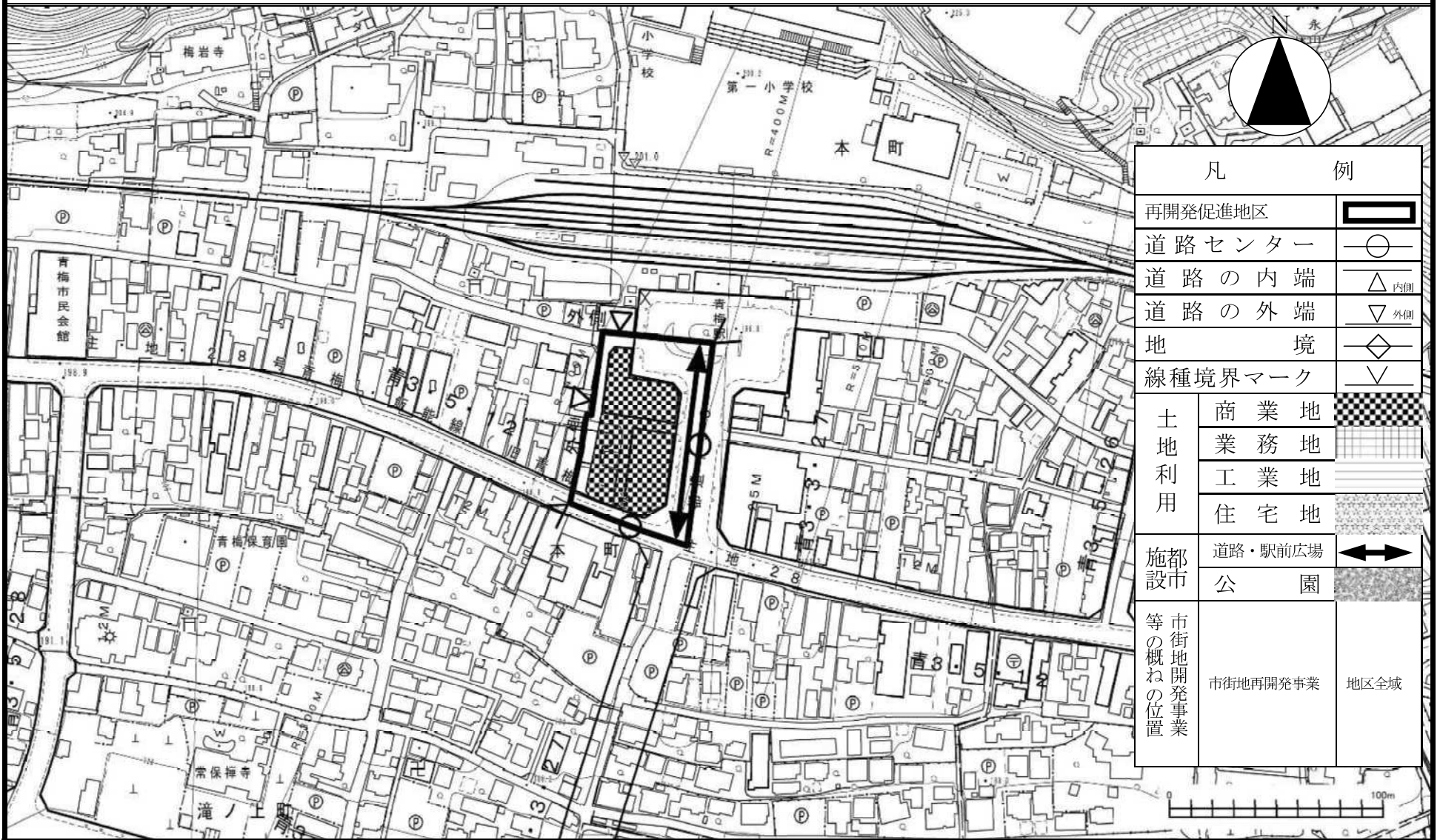


再開発促進地区 青. 1 東青梅駅周辺地区 約2.1ha



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）31都市基街都第11号、平成31年4月18日

再開発促進地区 青. 2 青梅駅周辺地区 約0.5ha



凡 例		
再開発促進地区		
道路センター		
道路の内端	内側	
道路の外端	外側	
地 境		
線種境界マーク		
土地 利用	商業地	
	業務地	
	工業地	
	住宅地	
施都 市	道路・駅前広場	
	公 園	
等 の概ねの位置	市街地再開発事業	地区全域

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（31都市基交第196号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）31都市基街都第11号、平成31年4月18日

青 梅 都 市 計 画

都 市 再 開 発 の 方 針 (原 案)

(新旧対照表)

	変 更 案	既 決 定
I 基本的事項		
1 策定の目的	<p>都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランであり、「<u>未来の東京</u>」戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりのランドデザイン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「<u>都市計画区域マスタープラン</u>」という。）を実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。</p> <p>今後、この都市再開発の方針は、社会経済情勢等の変化に対応するため、都市計画区域マスタープラン等の他の方針の見直しや再開発の動向などを踏まえ、必要に応じて適切に変更するものとする。</p> <p>※ 本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むものである。</p>	<p>東京都は、平成13年10月、東京圏を視野に入れ50年先を展望した「<u>東京の新しい都市づくりビジョン</u>（以下「<u>都市づくりビジョン</u>」という。）」を策定した。この都市づくりビジョンでは、東京が目指す都市づくりの目標や都市像、その実現に向けて展開すべき戦略と構築すべき新たな仕組みなど、公民が一体となって都市づくりを推進していく政策誘導型都市づくりの基本的な枠組みを示している。平成13年に策定した都市づくりビジョンに基づく、取組の成果や課題を踏まえるとともに、都民の新たなニーズや時代の要請に的確かつ迅速に対応していくため、魅力とにぎわいがあり、環境面でも先進都市となる東京の実現に向けて、平成21年に、都市づくりビジョンを改定した。</p> <p>今後、東京都は、改定した都市づくりビジョンで示した都市の将来像の実現に向けて、都民、企業、NPOなどの多様な主体の参加と連携によって戦略的に都市づくりを展開していく。</p> <p>さらに、「<u>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u>（以下「<u>都市計画区域マスタープラン</u>」という。）」を策定し、都市づくりビジョンの主要な内容を都市計画に位置付けている。</p> <p>都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランであり、<u>都市づくりビジョン</u>や<u>都市計画区域マスタープラン</u>を実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものである。</p> <p>今後、この都市再開発の方針は、社会経済情勢等の変化に対応するため、都市計画区域マスタープラン等の他の方針の見直しや再開発の動向などを踏まえ、必要に応じて適切に変更するものとする</p> <p>※ 本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むものである。</p>

	変 更 案	既 決 定
2 策定の効果	<p>策定の効果として、主に次のことが挙げられる。</p> <p>(1) 市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、計画的に位置付けを行うことにより、再開発の積極的な推進のための動因となる。</p> <p>(2) 市街地の再開発に関する個々の事業について、地区全体から見た十分な効果を発揮させることができる。</p> <p>(3) 民間の建築活動を再開発へと適正に誘導することができる。</p> <p>(4) 再開発の構想、計画の作成過程を通じて、早期の住民の合意形成を図ることができる。</p> <p>(5) 再開発促進地区（後述する2号又は2項地区を合わせたものをいう。）においては、主に以下の措置が講じられている。</p> <p>①認定再開発事業制度により、都知事の認定を受けた優良事業に対し、税制の特別措置が受けられる。</p> <p>②特定民間再開発事業制度（買換特例）及び特定の民間再開発事業制度（軽減税率）が適用される（2号地区のみ）。</p> <p>③総合設計制度等において、容積率割増しの適用対象となる場合がある。</p> <p>④都市再開発資金貸付制度において、地方公共団体による都市機能更新用地の買い付けに係る貸付けが認められる。</p> <p>⑤市街地再開発事業の社会資本整備総合交付金交付要件の一つに位置付けられている。</p> <p>⑥市街地再開発事業の施行者が取得した保留床について、同地区内の他の防災街区整備事業等の実施に伴う転出者の居住等のため特に必要がある場合には、公募によらずに賃貸・譲渡することができる。</p>	<p>策定の効果として、主に次のことが挙げられる。</p> <p>(1) 市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、計画的に位置付けを行うことにより、再開発の積極的な推進のための動因となる。</p> <p>(2) 市街地の再開発に関する個々の事業について、地区全体からみた十分な効果を発揮させることができる。</p> <p>(3) 民間の建築活動を再開発へと適正に誘導することができる。</p> <p>(4) 再開発の構想、計画の作成過程を通じて、早期の住民の合意形成を図ることができる。</p> <p>(5) 再開発促進地区（後述する2号又は2項地区を合わせていう。）においては、主に以下の措置が講じられている。</p> <p>①認定再開発事業制度により、都知事の認定を受けた優良事業に対し、税制の特別措置が受けられる。</p> <p>②特定民間再開発事業制度（買換特例）及び特定の民間再開発事業制度（軽減税率）が適用される。（2号地区のみ）</p> <p>③総合設計制度等において、容積率割増の適用対象となる場合がある。</p> <p>④都市再開発資金貸付制度において、地方公共団体による都市機能更新用地の買い付けに係る貸付けが認められる。</p> <p>⑤市街地再開発事業の国庫交付金交付要件の一つに位置付けられている。</p> <p>⑥市街地再開発事業の施行者が取得した保留床について、同地区内の他の防災街区整備事業等の実施に伴う転出者の居住等のため特に必要がある場合には、公募によらずに賃貸・譲渡することができる。</p>
3 位置付け	<p>都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3第1項又は第2項に基づくものであり、都市計画法第7条の2により、独立した都市計画として定めるものである。本方針は、都市計画区域マスタープランなどの他の方針と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられているものである。</p>	<p>都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3第1項又は第2項に基づくものであり、都市計画法第7条の2により、独立した都市計画として定めるものである。本方針は、都市計画区域マスタープランなどの他の方針と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられているものである。</p>

		変 更 案	既 決 定
II 策定の考え方			
1 都市再開発法第2条の3第1項第1号関連	(1) 区域	「計画的な再開発が必要な市街地（以下「1号市街地」という。）は、「 <u>未来の東京</u> 」戦略ビジョンや都市づくりのランドデザイン、都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとするため、計画的な再開発を行うことにより、 <u>都市づくりのランドデザイン</u> で示した地域区分内の既成市街地のうち、都市全体の機能の回復及び向上に貢献することとなる範囲とする。 なお、東京及び立川都市計画区域以外の都市計画区域についても、計画的な再開発が必要な市街地を定めるものとする。	「計画的な再開発が必要な市街地（以下「1号市街地」という。）は、 <u>都市づくりビジョン</u> や都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとするため、計画的な再開発を行うことにより、 <u>都市づくりビジョン</u> で示したゾーン内の既成市街地のうち、都市全体の機能の回復及び向上に貢献することとなる範囲とする。 なお、東京及び立川都市計画区域以外の都市計画区域についても、計画的な再開発が必要な市街地を定めるものとする。
	(2) 計画事項	1) 再開発の目標 都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標について定める。 2) 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針 次に掲げる事項について定める。 ア 適切な用途及び密度の確保その他の適切な土地利用の実現に関する事項 イ 主要な都市施設の整備に関する事項 ウ 都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項 エ その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項	1) 再開発の目標 都市構造の再編成、建築物の更新、都市環境の向上等に係る目標について定める。 2) 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針 次に掲げる事項について定める。 ア 適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項 イ 主要な都市施設の整備に関する事項 ウ 都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項 エ その他土地の高度利用及び都市機能の更新に関して特に必要な事項
2 都市再開発法第2条の3第1項第2号関連	(1) 地区の選定	1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（以下「2号地区」という。）」の選定は、次のとおりとする。 1) 事業の進捗の状況に合わせて選定する地区 地域が抱える課題に対し、再開発による整備が必要で当該地区を整備することが周辺地域への波及効果を及ぼすなどの効果があり、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定める事業の進捗に至っている地区（以下「 <u>促進地区</u> 」という。）を選定する。 具体的には、次の地区が考えられる。 ①法律又は制度要綱に基づく事業が事業中又は都市計画決定が行われている地区 ②区市町村マスタープラン等において、再開発の必要性がうたわれ、事業化に向けて検討が進められている地区 ③事業実施を前提として、準備組合、研究会等の組織が発足している等、地元の体制が整っていること又は整うことが見込まれる地区 ④工場跡地等種地の存在又は公共事業の予定などから見て、面的な土地利用転換の進行が予想され、民間の建築活動の動向等が見られる地区 2) 再開発の必要性に応じて選定する地区 具体的な事業計画又は事業手法は定まっていないが、地域の整備方針は定まっており、当該地域内のうち再開発の必要性が高い地区について公共施設の整備の促進と民間の優良なプロジェクトなどを誘導することにより、当該地域の都市機能の更新に寄与する地区（以下「 <u>都市再生地区</u> 」という。）を選定する。	1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（以下「2号地区」という。）」の選定に当たっては、次のとおりとする。 1) 事業の進捗の状況に合わせて選定する地区 地域が抱える課題に対し、再開発による整備が必要で当該地区を整備することが周辺地域への波及効果を及ぼすなどの効果があり、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定める事業の進捗に至っている地区（ <u>促進地区と称することとする。</u> ）を選定する。 具体的には、次の地区が考えられる。 ①法律又は制度要綱に基づく事業が事業中又は都市計画決定が行われている地区 ②区市町村マスタープラン等において、再開発の必要性がうたわれ、事業化に向けて検討が進められている地区 ③事業実施を前提として、準備組合、研究会等の組織が発足している等、地元の体制が整っている又は整うことが見込まれる地区 ④工場跡地等種地の存在又は公共事業の予定などからみて、面的な土地利用転換の進行が予想され、民間の建築活動の動向等が <u>みられる</u> 地区 2) 再開発の必要性に応じて選定する地区 具体的な事業計画又は事業手法は定まっていないが、地域の整備方針は定まっており、当該地域内のうち再開発の必要性が高い地区について公共施設の整備の促進と民間の優良なプロジェクトなどを誘導することにより、当該地域の都市機能の更新に寄与する地区（ <u>都市再生地区と称することとする。</u> ）を選定する。

		変 更 案	既 決 定
	(2) 整備又は開発の計画の概要	次に掲げる事項について定める。 ア 地区の再開発、整備等の主たる目標 イ 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要 ウ 建築物の更新の方針 エ 都市施設及び地区施設の整備の方針 オ その他 再開発の推進のため必要な公共及び民間の役割や条件整備等の措置、市街地開発事業の手法、都市開発諸制度の手法、関連事業（都市計画事業）、関連事業（その他）、他計画の位置付け	次に掲げる事項について定める。 ア 地区の再開発、整備等の主たる目標 イ 用途、密度に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要 ウ 建築物の更新の方針 エ 都市施設及び地区施設の整備の方針 オ その他 再開発の推進のため必要な公共及び民間の役割や条件整備等の措置、市街地開発事業の手法、都市開発諸制度の手法、関連事業（都市計画事業）、関連事業（その他）、他計画の位置付け
3 都市再開発法第2条の3第2項関連	(1) 地区の選定	1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（以下「2項地区」という。）」の選定は、2号地区に準じて行う。	1号市街地のなかで「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（以下「2項地区」という。）」の選定に当たっては、2号地区に準じて行う。
	(2) 整備又は開発の計画の概要	2号地区に準ずる事項を定める。	2号地区に準ずる事項を定める。
4	誘導地区	1号市街地のうち、再開発促進地区に至らないが、「 <u>未来の東京</u> 」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域マスタープランを実効性あるものとする上で、効果が大きく、また、 <u>再開発が望ましいこと</u> などにより、今後、再開発の機運の醸成等を図り、再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区について、当該地区のおおむねの位置及び整備の方向について定める。	1号市街地のうち、再開発促進地区に至らないが、 <u>都市づくり</u> ビジョンや都市計画区域マスタープランを実効性あるものとする上で、効果が大きく、また再開発が望ましいなどにより、今後、再開発の機運の醸成等を図り、再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区について、当該地区のおおむねの位置及び整備の方向について定める。
5	今後の運用	再開発促進地区のうち、再開発に係る事業が <u>全て</u> 完了した地区については、原則として1号市街地に変更するものとする。 また、再開発促進地区として位置付けた後、おおむね5年程度事業化の進展が <u>見</u> られない地区については、事業化に向けた検討を行い、必要な見直しを行うものとする。 さらに、新たな事業などを再開発促進地区に定める必要がある場合には、必要に応じて再開発促進地区の追加に伴う本方針の変更を行うものとする。	再開発促進地区のうち、再開発に係る事業が <u>すべて</u> 完了した地区については、原則として1号市街地へ変更するものとする。 また、再開発促進地区として位置付けた後、おおむね5年程度事業化の進展が <u>み</u> られない地区については、事業化に向けた検討を行い、必要な見直しを行うものとする。 さらに、新たな事業などを再開発促進地区に定める必要がある場合には、必要に応じて再開発促進地区の追加に伴う本方針の変更を行うものとする。

		変 更 案	既 決 定	
Ⅲ 都市計画に定める事項				
1	基本方針	青梅都市計画区域は、 <u>多摩広域拠点域</u> と <u>自然環境共生域</u> に属する。 本地域は、多摩西部地域の商業業務機能等の集積拠点であり、自然・歴史・文化と産業集積を活用した <u>中核的な拠点</u> としての拠点性を高めるとともに、 <u>中核的な拠点</u> にふさわしい活力ある暮らしやすい自立都市の実現を図る。 このため、既成市街地については、市街地再開発事業などの計画的手法を総合的に活用し、都市基盤整備等を進め、良好な都市環境の維持・改善に努める。	青梅都市計画区域は、 <u>核都市広域連携ゾーン</u> と <u>自然環境保全・活用ゾーン</u> に属する。 本地域は、多摩西部地域の商業業務機能等の集積拠点であり、自然・歴史・文化と産業集積を活用した <u>核都市</u> としての拠点性を高めるとともに、 <u>核都市</u> にふさわしい活力ある暮らしやすい自立都市の実現を図る。 このため、既成市街地については、市街地再開発事業などの計画的手法を総合的に活用し、都市基盤整備等を進め、良好な都市環境の維持・改善に努める。	
2	都市再開発の 施策の 方向	(1) 拠点の整備	青梅駅、東青梅駅、河辺駅周辺地区は、本区域の中心市街地として、既存の商業施設、公共・公益施設の集積及び立地条件を <u>生</u> かした多様な機能の拡充を図り、便利で魅力と活力あるまちづくりを <u>目指</u> す。	青梅駅、東青梅駅、河辺駅周辺地区は、本区域の中心市街地として、既存の商業施設、公共・公益施設の集積及び立地条件を <u>活</u> かした多様な機能の拡充を図り、便利で魅力と活力あるまちづくりを <u>めざ</u> す。
		(2) 安全な市街地の整備	狭あい道路や防災性の低い建築物が多い既成市街地において、良質な住まいと安全な住環境の形成に努め、災害に強い都市づくりを推進する。また、雨水貯留浸透施設の設置等、総合治水対策を進める。 災害時の避難場所や避難道路となる公園や道路の整備、これらの周辺や沿道の耐震・耐火性の強化や緑化などを図る。	狭あい道路や防災性の低い建築物が多い既成市街地において、良質な住まいと安全な住環境の形成に努め、災害に強い都市づくりを推進する。また、雨水貯留浸透施設の設置等、総合治水対策を進める。 災害時の避難場所や避難道路となる公園や道路の整備、これらの周辺や沿道の耐震・耐火性の強化や緑化などを図る。
		(3) 快適な居住環境の整備	既成市街地においては、周辺の環境や景観と調和するように、秩序ある健全な居住環境の形成を <u>目指</u> し、地区特性や住民の意向を <u>踏</u> まえながら、従来からの用途地域等のほかに、絶対高さ制限や地区計画、特別用途地区の導入を検討し、建築物の規模、用途などをきめ細かく誘導する。	既成市街地においては、周辺の環境や景観と調和するように、秩序ある健全な居住環境の形成を <u>めざ</u> し、地区特性や住民の意向を <u>ふ</u> まえながら、従来からの用途地域等のほかに、絶対高さ制限や地区計画、特別用途地区の導入を検討し、建築物の規模、用途などをきめ細かく誘導する。
		(4) 自然や歴史・文化などの環境を生かした整備	青梅駅周辺地区をはじめとする既成市街地において、商家をはじめ、社寺、古民家や石積などの歴史・文化資源や、市街地を囲む山地、丘陵地や多摩川などの自然資源を <u>生</u> かしながら、個性的で魅力ある街並みの創出を図る。	青梅駅周辺地区をはじめとする既成市街地において、商家をはじめ、社寺、古民家や石積などの歴史・文化資源や、市街地を囲む山地、丘陵地や多摩川などの自然資源を <u>活</u> かしながら、個性的で魅力ある街並みの創出を図る。
3	1号市街地	計画的な再開発が必要な市街地の範囲を総括図のとおりとし、その計画事項を【別表－1】に示す。	計画的な再開発が必要な市街地の範囲を総括図のとおりとし、その計画事項を【別表－1】に示す。	
4	再開発促進地区 (2項地区)	2地区 <u>(約2.6ha)</u> を選定し、その整備または開発の計画の概要を【別表－2】に示す。	2地区 <u>(約2.8ha)</u> を選定し、その整備または開発の計画の概要を【別表－2】に示す。	
5	誘導地区	2地区を選定し、そのおおむねの位置と整備の方向を【別表－3】に示す。	2地区を選定し、そのおおむねの位置と整備の方向を【別表－3】に示す。	

1号市街地		変更案	既決定
番号 地域名 (ha)		青梅市中央地域 (約300ha)	青梅市中央地域 (約300ha)
a 再開発の目標 ・都市構造の再編成 ・建築物の更新 ・都市環境の向上等		<ul style="list-style-type: none"> ・青梅、東青梅地区は、既存の商業、業務の集積を<u>生</u>かしながら地区の特性に応じた良好な市街地の形成を図る。 ・快適な地域環境の改善や防災性の向上に努め、安全で活力がある市街地の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅、東青梅地区は、既存の商業、業務の集積を<u>い</u>かしながら地区の特性に応じた良好な市街地の形成を図る。 ・快適な地域環境の改善や防災性の向上に努め、安全で活力がある市街地の整備を図る。
b 土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針	ア 適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅駅周辺及び東青梅駅周辺における既存の商業・住宅混在地区は、再開発によって土地の合理的な高度利用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅駅周辺及び東青梅駅周辺における既存の商業・住宅混在地区は、再開発によって土地の合理的な高度利用を図る。
	イ 主要な都市施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路や地区内道路及び駅前広場の整備と併せ、歩行者空間を確保し、コミュニティ広場等の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路や地区内道路及び駅前広場の整備と併せ、歩行者空間を確保し、コミュニティ広場等の整備を図る。
	ウ 都市の環境、景観等の維持及び改善	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の不燃化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。 ・自然と調和した市街地の整備を図る。 ・多摩川の清流を軸に、残された河岸段丘の緑の保全に努め、潤いのある、良好な都市景観の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の不燃化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。 ・自然と調和した市街地の整備を図る。 ・多摩川の清流を軸に、残された河岸段丘の緑の保全に努め、潤いのある、良好な都市景観の形成を図る。
	エ その他特に必要な事項 ・土地の高度利用 ・都市機能の更新		

2項地区	変更案	既決定	変更案	既決定
番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	青. 1. 東青梅駅周辺地区 約 2.1ha (青梅市中央部)	青. 1. 東青梅駅周辺地区 約 2.1ha (青梅市中央部)	青. 2. 青梅駅周辺地区 約 0.5ha (青梅市中央西部)	青. 2. 青梅駅周辺地区 約 0.7ha (青梅市中央西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	行政・業務の中心地として、交通の結節点の役割を強化し、市民生活の中心となる市街地の形成を目指し、市街地再開発事業等によって土地の高度利用を図る。	行政・業務の中心地として、交通の結節点の役割を強化し、市民生活の中心となる市街地の形成を目指し、市街地再開発事業等によって土地の高度利用を図る。	老朽化した共同ビルの更新及び駅前広場の再整備による「青梅の魅力を醸し出す駅前空間の再生」を図り、青梅駅周辺ならではの魅力を生かした市街地の形成と、中心市街地の活性化を促進する。	老朽化した共同ビルの更新、および、駅前広場の再整備による「青梅の魅力を醸し出す駅前空間の再生」を図り、青梅駅周辺ならではの魅力を生かした市街地の形成と、中心市街地の活性化を促進する。
都市づくりのランドデザイン的位置付け	多摩広域拠点域	核都市広域連携ゾーン	多摩広域拠点域	核都市広域連携ゾーン
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	公共施設の集積機能に対応して、関連する商業、情報サービス機能等の充実を図り、魅力ある駅前商業地区の性格を高め、効率よい土地利用を推進する。 また、行政、生活の中心地区にふさわしい景観を創出する。	公共施設の集積機能に対応して、関連する商業、情報サービス機能等の充実を図り、魅力ある駅前商業地区の性格を高め、効率よい土地利用を推進する。 また、行政、生活の中心地区にふさわしい景観を創出する。	青梅駅周辺地区の豊かな自然、特徴ある地形、歴史・文化を生かし、土地の所有と利用の分離による中層建築物を整備するとともに、景観形成地区として、景観整備・修景を推進する。	青梅駅周辺地区の豊かな自然、特徴ある地形、歴史・文化をいかし、土地の所有と利用の分離による中層建築物を整備するとともに、景観形成地区として、景観整備・修景を推進する。
c 建築物の更新の方針	商業の活性化を図るとともに生活、文化等の必要な施設を配置し、建築物の高層化を図る。	商業の活性化を図るとともに生活、文化等の必要な施設を配置し、建築物の高層化を図る。	老朽化した施設建築物の更新や共同化により、街中居住の促進、交流人口の増加及び商店街の活力向上を図る。	老朽化した施設建築物の更新や共同化により、街なか居住の促進、交流人口の増加、及び商店街の活力向上を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	駅北口について、中心市街地の駅前にふさわしい再開発等を促進する。	駅北口の広場を整備する。	防災建築街区造成事業により整備された建築物や周辺の木造建築物等の敷地を統合し、緊急車両が進入可能な区画道路を整備するとともに、敷地内に有効な空地を確保し、土地の高度利用と都市機能の更新を図る。	駅周辺の商業と住宅の高度な融合環境の創出を図るため、建築物の共同建替等に併せ、駅前広場等の再整備を行う。
e その他				
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置	1 市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。	1 市街地再開発事業等により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。	1 民間と公共の適切な役割分担の下に共同ビルの建替を促進し、公共施設、施設建築物の整備を図る。	1 民間と公共の適切な役割分担のもとに共同ビルの建替を推進し、公共施設、施設建築物の整備を図る。
2 市街地開発事業	2 市街地再開発事業 (一部区域完了)	2 市街地再開発事業 (一部区域完了)	2 市街地再開発事業	2 市街地開発事業
3 都市開発諸制度			4 青梅駅前地区第一種市街地再開発事業 (決定済)	5 関連事業 (その他) 共同立替等
4 関連事業 (都市計画事業)			青梅駅前西地区地区計画 (決定済)	6 青梅市中心市街地活性化基本計画 (予定)
5 関連事業 (その他)			5 関連事業 (その他) 共同建替等	
6 他の計画の位置付け			6 青梅市中心市街地活性化基本計画	